

# 山口県報

令和2年  
3月31日  
(火曜日)

## 目 次

- 規則
  - 山口県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課).....一
  - 山口県事務委任規則の一部を改正する規則(人事課).....二
  - 企業管理規程
    - 山口県企業局処務規程の一部を改正する管理規程.....二
    - 山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程.....三
    - 山口県企業局職員給与規程の一部を改正する管理規程.....三
    - 山口県企業局職員等旅費規程の一部を改正する管理規程.....四



山口県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第十八号

山口県行政組織規則の一部を改正する規則

山口県行政組織規則(昭和四十三年山口県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表総務部の部給与厚生課の項中「旅費支払班 賃金報酬班」を「旅費報酬班」に改め、同表健康福祉部の部こども・子育て応援局の項中「少子化対策推進班 次世代育成支援班」を「少子化対策推進班」に改める。

第九条第一項の表健康福祉部の部こども政策課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同表農林水産部の部農村整備課の項中第十八号を第十九号とし、第十四号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 農業用ため池の管理及び保全に関する事。

第九条第一項の表農林水産部の部農村整備課の項に次の一号を加える。

二十 棚田地域の振興に関する事。

第二十一条第一項の表自動車税課の項第一号中「自動車取得税」を「軽自動車税の環境性能割」に改め、同項第二号中「県税」を「県税等」に改め、同項第三号中「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

第二十三条の表山口県山口防災行政連絡所の項中「のうち平成二十二年一月十五日における山口市の区域」を削り、同表山口県阿東防災行政連絡所の項を削り、同表山口県宇部・山陽小野田消防組合消防局防災行政連絡所の項中

宇 部 市 宇 部 市 を 宇 部 市 山陽小野田市 に改め、

同表山口県岩国地区消防組合消防本部防災行政連絡所の項中「玖珂郡」を「玖珂郡和木町」に改め、同表山口県光地区消防組合消防本部防災行政連絡所の項中「熊毛郡(上関町及び平生町を除く。)」を「熊毛郡田布施町」に改め、同表山口県柳井地区広域消防組合消防本部防災行政連絡所の項中「大島郡」を「大島郡周防大島町」に、「平生町」を「及び平生町」に改め、同表山口県宇部・山陽小野田消防組合小野田消防署防災行政連絡所の項を削る。

第一百七十八条の表農村整備部の項中第十二号を第十四号とし、第九号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の二号を加える。

九 農業用ため池の管理及び保全に関する事。

十 棚田地域の振興に関する事。

第一百八十条の表中「事業課」建設第一班 建設第二班 を

「事業第一課」に改める。  
「事業第二課」

第一百八十一条の表農村整備部の項中第十二号を第十四号とし、第九号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の二号を加える。

九 農業用ため池の管理及び保全に関する事。

十 棚田地域の振興に関すること。  
第二百四十九条の表岩国土木建築事務所の項及び周南土木建築事務所の項中「工務第三班」を削る。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

山口県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第十九号

山口県事務委任規則の一部を改正する規則

山口県事務委任規則（昭和四十四年山口県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第五号レ中「第一種特定製品廃棄等実施者」の下に、「特定解体工事元請業者」を加え、「又は第一種フロン類充填回収業者」を、「第一種フロン類充填回収業者又は第一種特定製品引取等実施者」に改め、「設置する場所」の下に、「第一種特定製品の引取り等を行う場所、解体工事に係る建築物その他の工作物若しくは解体工事の場所」を加え、同号レを同号ソとし、同号タ中「第一種フロン類引渡受託者又は」を「特定解体工事元請業者、第一種フロン類引渡受託者、」に改め、「。」の下に「又は第一種特定製品引取等実施者」を加え、同号タを同号レとし、同号ヨ中「第四十九条第六項」を「第四十九条第七項」に改め、同号ヨを同号タとし、同号カ中「第四十九条第五項」を「第四十九条第六項」に改め、同号中カをヨとし、ワの次に次のように加える。

カ 法第四十九条第五項の規定に基づき、第一種特定製品廃棄等実施者又は第一種特定製品引取等実施者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること。

第三十一条第三項第一号中タをナとし、ヨをネとし、ネの前に次のように加える。

レ 法第十二条の五第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による市町村からの設置計画の作成についての協議を受けること。

ソ 法第四十九条第一項の規定に基づき、浄化槽台帳を作成すること。

ツ 法第四十九条第二項の規定に基づき、関係地方公共団体の長その他の者に対し、浄化槽に関する情報の提供を求めること。

第三十一条第三項第一号中カをタとし、ヌからワまでをヲからヨまでとし、同号リ中

「第十一条の二」を「第十一条の三」に改め、同号中リをルとし、チの次に次のように加える。

リ 法第十一条の二第一項の規定による浄化槽管理者からの浄化槽の使用の休止の届出を受けること。

ヌ 法第十一条の二第二項の規定による浄化槽管理者からの浄化槽の使用を再開した旨又は浄化槽の使用が再開されていることを知った旨の届出を受けること。

第三十一条第三項第一号に次のように加える。

ラ 法第五十四条第一項の規定に基づき、協議会を組織すること（環境生活部廃棄物・リサイクル対策課長と共管）。

ム 法附則第十一条第一項の規定に基づき、浄化槽管理者に対し、特定既存単独処理浄化槽に関し、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導をすること。

ウ 法附則第十一条第二項の規定に基づき、ムの助言又は指導を受けた浄化槽管理者に対し、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとることを勧告すること。

エ 法附則第十一条第三項の規定に基づき、ウの勧告を受けた浄化槽管理者に対し、その勧告に係る措置をとることを命ずること。

第三十七条の二第二項第一号ハ中「第八十七条の三第一項」を「第八十八条第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

山口県企業管理規程第四号

山口県企業局処務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

山口県公営企業管理者 小松 一彦

山口県企業局処務規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局処務規程（昭和四十年山口県企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号中「主要な職員」の下に、「会計年度任用職員」を加える。  
別表第一総務課の部1の項中「臨時特任用職員」を「会計年度任用職員及び臨時特任用職員」に改める。

附 則

この管理規程は、令和二年四月一日から施行する。

山口県企業管理規程第五号

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

山口県公営企業管理者 小松 一彦

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局職員就業規程（昭和四十年山口県企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第十三条を次のように改める。

（会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇等）

第十三条 法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇等については、第三條から前條までの規定にかかわらず、会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和元年山口県人事委員会規則第七号）の適用を受ける者の例による。

第二十一條に次の一項を加える。

6 前各項の規定にかかわらず、法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員の休暇の請求の手續等については、別に定める。

附 則

この管理規程は、令和二年四月一日から施行する。

山口県企業管理規程第六号

山口県企業局職員給与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

山口県公営企業管理者 小松 一彦

山口県企業局職員給与規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局職員給与規程（昭和四十一年山口県企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「次条第四項」を「次条第六項」に改める。

第二条第一項中「職員の給料表」を「職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員（以下単に「会計年度任用職員」という。）を除く。）の給料表」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、パートタイム会計年度任用職員の給料の支給については、会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年山口県条例第十一号）の適用を受ける職員（以下「一般部局会計年度任用職員」という。）の報酬の支給の例による。

第二条中第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 職員のうち法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給料は、月額、日額又は時間額とし、その額は、会計年度任用職員以外の職員の給料との権衡を考慮して山口県公営企業管理者（以下「管理者」という。）が定める額とする。

5 職員のうち法第二十二條の二第二号に掲げる職員の給料月額額は、会計年度任用職員以外の職員の給料との権衡を考慮して管理者が定める額とする。

第三条中「、特定任期付職員の例による」を「特定任期付職員の例により、会計年度任用職員の地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当の支給については一般部局会計年度任用職員の例による」に改める。

第四条第四項後段を削る。

第六条第一項第三号及び第七條の二第一項第四号中「山口県公営企業管理者」を「管理者」に改める。

第九条に次のただし書を加える。

ただし、会計年度任用職員の給与の減額については、一般部局会計年度任用職員の例による。

第十条に次のただし書を加える。

ただし、会計年度任用職員の給与の支給については、一般部局会計年度任用職員の例による。

附 則

この管理規程は、令和二年四月一日から施行する。

山口県企業管理規程第七号

山口県企業局職員等旅費規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

山口県公営企業管理者 小松 一彦

山口県企業局職員等旅費規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局職員等旅費規程（昭和四十年山口県企業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第二条に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員の旅費の支給については、会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年山口県条例第十一号）の適用を受ける者の例による。

附 則

この管理規程は、令和二年四月一日から施行する。